科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領 新旧対照表

		旧	新				
<インボイ ス	ス制度対応>						
(委託費の	支払)		(委託費の支払)				
第 16	美託契約書第	17条に定める額の確定後の請求は、様式第16	第 16 氢	委託契約書第 *	17条に定める額の確定後の請求は、様式第16		
の	「精算払請求割	書」による。	の	「精算払請求書	書」による。		
			2 3	2 委託契約書第18条第6項に定める適格返還請求書の記載事項			
			は、	消費税法(昭	四和63年法律第108号)による。		
大項目・「	中項目一覧	表(競争的研究費の場合)	大項目・	中項目一覧表	表(競争的研究費の場合)		
その他	消費税相当額	消費税相当額(「人件費(通勤手当除く)」、	その他	消費税相当額	消費税相当額(「人件費(通勤手当除く)」、		
		「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料			「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料		
		や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び			や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び		
		「保険料」の10%に相当する額等、消費税に			「保険料」の10%に相当する額等、消費税に		
		関して非(不)課税取引となる経費並びに、軽			関して非(不)課税取引となる経費並びに、軽		
		減税率対象品目が計上される場合に当該品目の			減税率対象品目が計上される場合に当該品目の		
		消費税抜価格に標準税率を乗じて算出した額と			消費税抜価格に標準税率を乗じて算出した額と		
		当該品目の消費税込価格との差額分に係る経費			当該品目の消費税込価格との差額分に係る経費		
)等を記載する。なお、消費税相当額について)、インボイス影響額等を記載する。なお、消		
		は、消費税の免税事業者等については計上し			費税相当額については、消費税の免税事業者等		
		ないこと。また、課税仕入分について還			については計上しないこと。また、課税仕		
		付を予定している経費については、見合			入分について還付を予定している経費に		
		い分を差し引いて計上すること。			ついては、見合い分を差し引いて計上す		
		※消費税相当額の算出に当たり、一円未満の端			ること。		
		数があるときは切捨てること。			※消費税相当額の算出に当たり、一円未満の端		
					数があるときは切捨てること。		
	. 	- /					
大項目・中項目一覧表(競争的研究費以外の場合)			大項目・	中項目一覧表	表 (競争的研究費以外の場合)		
業務実施費	消耗品費	(略)	業務実施費	消耗品費	(略)		
	国内旅費	消費税相当額(「人件費(通勤手当除く)」、		国内旅費	消費税相当額(「人件費(通勤手当除く)」、		
	外国旅費	「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料		外国旅費	「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料		
	外国人等招へい旅費	や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び		外国人等招へい旅費	や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び		
	諸謝金	「保険料」の10%に相当する額等、消費税に		諸謝金	「保険料」の10%に相当する額等、消費税に		
	会議開催費	関して非(不)課税取引となる経費並びに、軽		会議開催費	関して非(不)課税取引となる経費並びに、軽		

減税率対象品目が計上される場合に当該品目の 減税率対象品目が計上される場合に当該品目の 通信運搬费 消費税抜価格に標準税率を乗じて算出した額と 消費税抜価格に標準税率を乗じて算出した額と 印刷製本費 印刷製本費 当該品目の消費税込価格との差額分に係る経費 当該品目の消費税込価格との差額分に係る経費 借捐料 借損料) 等を記載する。なお、消費税相当額について)、インボイス影響額等を記載する。なお、消 雑役務費 雑役務費 は、消費税の免税事業者等については計上し 費税相当額については、消費税の免税事業者等 電子計算機諸費 電子計算機諸費 ないこと。また、課税仕入分について還 については計上しないこと。また、課税仕 保除料 保険料 付を予定している経費については、見合 入分について還付を予定している経費に 光熱水料 光熱水料 い分を差し引いて計上すること。 ついては、見合い分を差し引いて計上す 消費税相当額 消費税相当額 ること。 ※公共交通機関を利用して移動する際の交通費 について、切符購入など又はICカードによる ※公共交通機関を利用して移動する際の交通費 乗車で二重運賃が発生する場合は、その取扱い について、切符購入など又はICカードによる について定めること。 乗車で二重運賃が発生する場合は、その取扱い について定めること。 ※消費税相当額の算出に当たり、一円未満の端 数があるときは切捨てること。 ※消費税相当額の算出に当たり、一円未満の端 数があるときは切捨てること。 様式第1 様式第1 委託契約書(案) 委託契約書(案) (委託費の額) (委託費の額) 第3条 甲は、乙に対し、 \oplus OOO,OOO,OOO円の範囲内において 【契約の相手方が課税事業者の場合】 委託費を負担するものとする。 第3条 甲は、乙に対し、金〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円(うち消費税額及 び地方消費税額〇〇、〇〇〇、〇〇〇円・消費税率10%)の範 囲内において委託費を負担するものとする。 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年 法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方消 費税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第7 2条の83の規定に基づき、算出した額である。

【契約の相手方が免税事業者等の場合】

委託費を負担するものとする。

第3条 甲は、乙に対し、金〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円の範囲内において

(帳簿の記載等)

第9条 乙は、委託業務の経理状況を明らかにするため、業務計画書毎 の帳簿を備え、支出額を大項目毎、中項目毎に区分して記載する とともに、その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了又は 第10条第2項に規定する委託業務の廃止の承認を受けた日の 属する甲の会計年度である4月1日から翌年3月31日までの 1年間(以下「会計年度」という。)の翌日から5年間保管し、 甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければ ならない。

(略)

(委託費の支払)

第18条 甲は、前条による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

様式第2

業務計画書

Ⅲ. 委託費の経費の区分 (競争的研究費の場合)

【総括表】

(単位:円)

その他	その他(諸経費)	※消費税対象額
· C OTIE	消費税相当額	

【(受託者(委託先))·再委託先別】

(受託者(季託先))・○○○○

(単位·円)

	,	\
その他	その他(諸経費)	※消費税対象額
て 0.7世	消費税相当額	

(帳簿の記載等)

第9条 乙は、委託業務の経理状況を明らかにするため、業務計画書毎 の帳簿を備え、支出額を大項目毎、中項目毎に区分して記載するとともに、 その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了又は第10条第2項に規 定する委託業務の廃止の承認を受けた日の属する甲の会計年度である4 - 月1日から翌年3月31日までの1年間(以下「会計年度」という。)の 翌日から5年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに 提出しなければならない。なお、請求書等の保管についてはインボイス制 度を踏まえ、適切に対応すること。

(略)

(委託費の支払)

- 第18条 甲は、前条による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。 【エネルギー対策特別会計の場合】
 - 6 乙が適格請求書発行事業者である場合、前条第1項の通知を受け たときは、必要に応じて適格返還請求書を甲に提出しなければなら ない。

様式第2

【総括表】

業務計画書

Ⅲ. 委託費の経費の区分 (競争的研究費の場合)

その他 (諸経費) ※消費税対象額 * 免税事業者等取引額 非(不)課税経費 その他 (注1) インボイス影響 消費税相当額 額-経過措置の適用:無 (注2) インボイス影響

【(受託者(委託先))·再委託先別】

(受託者(委託先)):○○○○

	※消費棿対象額 * ^{免税事業者等取引額}					
非	(不)	課税経費				

(単位:円)

額-経過措置の適用:有

	その他(諸経費)	※消費税対象額 *免税事業者等取引額
その他	消費税相当額	非(不)課税経費
		(注1)インボイス影響額 -経過措置の適用:無

(単位:円)

	旧				
					(注2) インボイス影響 -経過措置の適用:有
∮委託先:□□□		(単位:円)	五条37件 口口口		/#/± m
	その他(諸経費)	※消費税対象額	再委託先:□□□		(単位:円)
その他	消費税相当額	7K113C176713KIR		その他(諸経費)	※消費税対象額
	// A D T I I I I I I I I I I I I I I I I I I				* 免税事業者等取引额 非 (不) 課税経費
			その他		チ (个) 研究性質
				消費税相当額	-経過措置の適用:無
					(注2) インボイス影響
事委託先:△△∠	^ ^	(単位:円)			-経過措置の適用:有
	→△ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※消費税対象額	 再委託先:△△∠	\ \ \	(単位:円)
その他	消費税相当額	公州負优为家 镇	17 4 11 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	その他(諸経費)	※消費税対象額
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /			(日本夏)	* 免税事業者等取引
					非 (不) 課税経費
			その他	W # 47 10 W 64	(注1)インボイス影響
				消費税相当額	-経過措置の適用:無 (注2)インボイス影響
					- 経過措置の適用:有
					* 免税事業者等取引
業務実施費	雑役務費 消費税相当額	※消費税対象額		社位務費	※消費税対象額
			│ │ 業務実施費		非 (不) 課税経費
			本切 天旭县	消費税相当額	(注1)インボイス影響 -経過措置の適用:無
				***************************************	(注2) インボイス影響
F (====================================	(41)) TT-341, PH				-経過措置の適用:有
	・ 再委託先別 ・ 再委託先別 ・ ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(27.11	F ((4)) = T-3(4) PH	
(受託者(委託分	七)):000	(単位:円)		任先))・再委託先別】 は、、、、 00000	(** II
業務実施費	雑 役務費	※消費税対象額	(安託者(安託分	E)) : 0000	(単位:円)
	消費税相当額			雑役務費	※消費税対象額
					* 免税事業者等取引額 非 (不) 課税経費
			業務実施費		(注1)インボイス影響
				消費税相当額	-経過措置の適用:無
					(注2)インボイス影響 -経過措置の適用:有
(注) 業務計画書	書で該当ない項目については適宜的	削除すること。	人件費的性質を ここでは「費! 「消費税相当額	イス影響額-経過措置の適用:無 を有する諸謝金については人件費の 目:事業費」、「種別:諸謝金」に 頁」について補足説明します。 謝金は相手方が免税事業者である	二計上する諸謝金(税込)の

В	新
	す。その場合はこの欄を使用します。
	● 消費税相当額の計算方法(消費税率 10%の場合):免税事業者への諸謝金
	額×10/110×110/100
	=免税事業者への諸謝金額×0.1
	例:委託事業者が、適格請求書が発行されない個人への諸謝金
	11,000円 (消費税10%) を支払った場合、経費内訳には以下を計上します。
	・諸謝金:11,000円
	・インボイス影響額-経過措置の適用:無: 1,100円
	-
	①諸謝金から消費税額を算出。
	11,000 円× $10/110 = 1,000$ 円
	②国と委託事業者間では業務経費の全体が課税対象となるため、①で算出し
	た額にも「消費税額」を追加計上。
	1,000 円×110/100 = 1,100 円
	<u> </u>
	(注2) インボイス影響額-経過措置の適用:有
	免税事業者から経過措置適用対象の請求書を受けた場合、この欄を使用しま
	す。
	● インボイス制度施行後の3年間は免税事業者等からの仕入について仕入税額
	相当額の80%、その後の3年間は50%を仕入税額とみなして控除となる経過
	措置があります。
	控除を受けられない部分については消費税相当額を計上する必要がありま
	す。
	消費税相当額の計算方法(消費税率10%の場合)
	令和5 年10 月1 日~令和 8 年9 月30 日:免税事業者との取引額×10/110
	$\times 0.2 \times 110/100$
	= 免税事業者との取引額×0.02
	● 令和8 年10 月1 日~令和11 年9 月30 日:免税事業者との取引額×10/110
	×0.5×110/100
	<u>=免税事業者との取引額×0.05</u>
	例:委託事業者が免税事業者と110,000円(税率10%)の取引を行った場合、経
	費内訳には以下を計上します。
	・雑役務費:110,000円
	・インボイス影響額-経過措置の適用:有: 2,200円
	①雑役務費から消費税額を算出。 110,000 円×10/110 = 10,000 円
	②仕入税額相当額の80%は経過措置により仕入税額とみなし控除。残額
	20%を計算。
	$10,000 $ 円 $\times 0.2 = 2,000 $ 円
	③国と委託事業者間では業務経費の全体が課税対象となるため、②で算出し
	た額にも「消費税額」を追加計上。

旧	新	
	2000 円×110/100 = 2,200 円 (注3)業務計画書で該当ない項目については適宜削除すること。	
様式第5	様式第5	
変更委託契約書	変更委託契約書	
※競争的研究費以外は、次表を用いること。	※競争的研究費以外は、次表を用いること。	
消費稅相当額	消費税相当額	
WINDOWN THE REAL PROPERTY.	非(不)課稅経費	
	インボイス影響額-経過	
	措置の適用:無 インボイス影響額-経過	
	措置の適用:有	
様式第12-2(競争的研究費以外の場合)	様式第12-2(競争的研究費以外の場合)	
様式第14-2(競争的研究費以外の場合)	様式第14-2(競争的研究費以外の場合)	
別紙口	別紙口	
業務収支決算書	業務収支決算書	
決算表 (2)(4) F1	决算表	())(H- III)
【総括表】 (単位:円) 支出 業務実施費 消費稅相当額		(単位:円) 非(不)課税
支出業務実施費消費稅相当額		経費
		インボイス影響額-経過措
	又口 兼務美施賀 消質祝怕自領	置の適用:無
		インボイス影響額-経過措
		置の適用:有
【(受託者(委託先))・再委託先別】		
(受託者(委託先)): 〇〇〇〇 (単位:円)	【(受託者(委託先))・再委託先別】	
支出 業務実施費 消費税相当額		(単位:円)
XIII XIIIXIII X		非(不)課税 経費
		インボイス影
		響額-経過措 置の適用:無
		インボイス影
		響額-経過措 置の適用:有
再委託先:□□□□ (単位:円)	再受託先:□□□□ ((単位:円)
支出業務実施費消費税相当額		非(不)課税
XA		経費 インボイス影
	古山 类	響額-経過措
		置の適用:無インボイス影
		響額-経過措
		置の適用:有
再委託先: △△△△ (単位:円)	 再受託先: $\triangle \triangle \triangle \triangle$ ((単位:円)
支出 業務実施費 消費税相当額		非(不)課税
		経費

	旧	新
		インボイス影 響額-経過措 置の適用:無 インボイス影 響額-経過措 電の適用: 有
様式第16	精算払請求書	様式第16 精算払請求書
	(受託者)名称及び代表者名	(受託者) 名称及び代表者名 適格請求書発行事業者名 登録番号
		うち消費税額 (消費税率10%)
		(注)消費税額はインボイス制度に基づく消費税額を記載すること。 欄が不足する場合は追加すること。
様式第17		
	概算払請求書	概算払請求書
	(受託者) 名称及び代表者名	(受託者) 名称及び代表者名 適格請求書発行事業者名 登録番号
		うち消 費税額 (消費税率10%)
		(注)消費税額はインボイス制度に基づく消費税額を記載すること。 欄が不足する場合は追加すること。
様式第43 別紙 イ	※競争的研究費(様式第43 別紙 イ の場合 ※競争的研究費の場合
	不正額內訳	不 正 額 内 訳
【総括表】 支出 その他	(単位	(単位:円) (単位:円) (単位:円) (単位:円)
ДН СУЩ		」 支出
		響額-経過措 置の適用:無

IB				新	
					インボイス影響額-経過措 置の適用:有
		·		_	
【 (受託者 (委託先)) ・再委託先別】 (受託者 (委託先)) : ○○○○ (単位:円)		f (委託先)) f (委託先))			(光片、田)
支出 その他 消費税相当額 日本の他 「消費税相当額」	(文託有	(安武光)) : 000C		(単位:円) 非(不)課税
XIII COIL					経費
	 支出	その他	消費税相当額		インボイス影響額-経過措
					置の適用:無 インボイス影
					響額-経過措 置の適用:有
					E-VALIN : II
再委託先:□□□□ (単位:円)	再受託先:				(単位:円)
支出 その他 消費税相当額					非(不)課税 経費
		w - 11			インボイス影響額-経過措
	支出	その他	消費税相当額		置の適用:無
					インボイス影響額-経過措
					置の適用:有
再委託先:△△△△ (単位:円)	再受託先:	$\triangle\triangle\triangle\triangle$			(単位:円)
支出 その他 消費税相当額					非(不)課税
					経費 インボイス影
	支出	その他	消費税相当額		響額-経過措 置の適用:無
					インボイス影響額-経過措
					置の適用:有
別紙・イ	別紙 イ				
※競争的研究費以外の場合	וי אמונינג			*	競争的研究費以外の場合
不正額內訳			不	正額内訳	
【総括表】 (単位:円)	【総括表】		1		(単位:円)
支出業務実施費 消費税相当額					非(不)課税 経費
					インボイス影響額-経過措
	支出	業務実施費	消費税相当額		置の適用:無
					インボイス影響額-経過措
					置の適用:有
【(巫乳类(禾乳生)), 五禾乳生则】	 【(受託者	針(委託先))	・再委託先		
【(受託者(委託先))・再委託先別】 (受託者(委託先)):○○○○ (単位:円)		台(委託先)			(単位:円)
(本版:11)	支出	業務実施費	消費税相当額		非(不)課税

Ш					新		
支出 業務実施費 消費税相当額							経費
							インボイス影
							響額-経過措 置の適用:無
							インボイス影
							響額-経過措
							置の適用:有
		再受託先:					(単位:円)
- 再委託先:□□□□	(単位:円)						非(不)課税
支出 業務実施費 消費税相当額	(+122 : 1 1)						経費
							インボイス影
		支出	業務実施費	消費税相当額			響額-経過措
							置の適用:無インボイス影
							智額-経過措
							置の適用:有